

大会開催補助金 補助規程

第1条 本規程は、一般財団法人由利本荘市スポーツ協会（以下「協会」という。）が、平成17年3月の合併時の市・町から直接補助を受けていた大会に係る事務取扱を引き継いだことに伴い、補助金申請ほかの手続きについて必要な事項を定めるものである。

第2条 協会の大会開催補助金（以下「補助金」という。）は、競技団体等が独自に企画・立案し、少なくとも由利本荘市全域を対象とした大会開催に対し交付することとし、特定の団体あるいは地域のみが対象となる場合にあっては該当させないこととする。

第3条 補助を受けようとする競技団体等は、次によるものとする。

- (1) 競技団体等の長は、当該年度内の大会に際し事前に所定の交付申請書(様式第1号)、計画書(様式第2号)、関係書類(開催要項等)及び補助金請求書(様式第4号)を作成し、協会会長宛に提出する。
- (2) 競技団体等の長は、大会終了後すみやかに実績報告書(様式第3号)及び関係書類(競技結果等)を作成し、協会会長宛に提出する。
- (3) 補助対象経費額は原則として開催予算の1/3以内の額とする。
- (4) 補助規模は、当該年度の協会予算の範囲内とする。
- (5) 申請時と事業実績が相違するときは、補助金の返納を命ずることがある。
- (6) 特別な事情により事前に申請ができない場合にあっては、大会終了後1か月以内の申請を可とする。

附則1 この規程は2021年10月1日から施行する。